収入減少影響緩和交付金

申し込み締切 6/30まで

令和５年産 米・大豆・麦のナラシ対策への加入のススメ

ナラシ対策はこんな仕組み

ナラシ対策は収入減少に備えるセーフティネットです。経営安定に向けて、加入しましょう。

- 加入面積に応じた積立額が必要です。
- 発動（収入額が減少）した場合、最大で積立額の４倍の額が支払われます。
- 発動しなければ、積立額は翌年に繰り越され、掛け捨てにはなりません。（解約すれば積立額はすべて払い戻されます。）

補てんイメージ

※主食用米1ha単作、20%コースの例です。実際は、大豆や麦の収入の合計で計算されます。
令和５年産の標準的収入額は未定のため、令和４年産で作成しています。

単位：円

地　域	面　積	標準的収入額①	積立額②＝①×20%×９割×1/4	最大補てん額（②の４倍）
青森地域	1 ha	1,276,920	57,461	229,844
津軽地域		1,363,180	61,343	245,372
南部・下北地域		1,217,780	54,800	219,200

申し込み

令和５年６月30日までに地域農業再生協議会（市町村）へ申し込むと、令和５年産が対象になります。
一般的には営農計画書の提出と同時に行います。

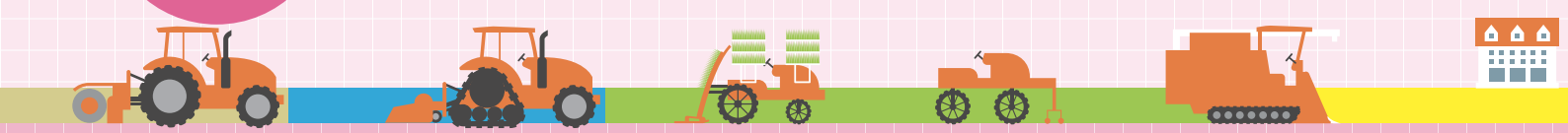

令和５年３月

青森県・青森県農業再生協議会・東北農政局青森県拠点

要　件

対象者

認定農業者、認定新規就農者、集落営農（いずれも規模要件なし）

対象品目

主食用米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

事前契約

①生産者から集荷業者への出荷または販売
　６月末までに出荷契約または販売契約を結び、翌年３月末までに出荷または販売されたもの
②生産者から実需者・卸への直接販売
　６月末までに前年の実績等を基に販売計画を作成し、翌年３月末までに販売契約を結んだもの

相　談

　ナラシ対策は加入要件がありますが、どなたでも要件を満たせる可能性があります。地域農業再生協議会や各地域県民局へ相談してください。

標準的収入額

　収入額が「標準的収入額」を下回った場合に減収額の最大９割が支払われます。
　「標準的収入額」は過去５年間の最高・最低を除く３年間の平均で品目ごと、地域ごとに計算されます。
　令和５年産の標準的収入額は未定ですが、令和４年産の標準的収入額を参考に、加入を検討してください。

問い合わせ先

青森県農業再生協議会 事務局 青森県農林水産部農産園芸課 TEL 017-734-9479	東北農政局青森県拠点 TEL 017-777-3512	関係する市町村、農協

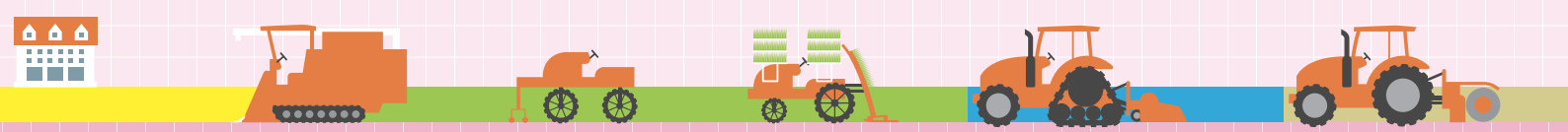

このチラシは30,000枚作成し、１枚当たりの経費は2.75円です。